給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

※前橋市処理欄	1 現年度	2 現年度	3 両年度	新年度分コピー済
	処理済 回送 普徴 その他	処理済 回送 普徴 その他		

ご注意

1 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記入してください。

2 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合は、前勤務先で最上段の事項を記入し、新勤務先に送付してください。ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は記入せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記入してください。また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は記入せず、新勤務先へ送付してください。

3 新勤務先ではA欄を記入し、一月一日現在の住所地（課税地）の市町村長に送付してください。一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務付けられています。出国予定者の未徴収税額は、一括徴収していただくようお願いします。普通徴収に切り替える場合は、納税管理人を定め「市民税・県民税納税管理人申告（承認申請）書」を提出するよう対象者にご指導ください。

（宛先） 前橋市長 令和 年 月 日提出	〔特別徴収義務者〕給与支払者	所在地	〒 －
		フリガナ	
		氏名又は名称	
		個人番号又は法人番号	

特別徴収義務者指定番号		
宛名番号		
担当者連絡先	所属	
	氏名	
	電話	内線（ ）

給与所得者		
	フリガナ	
	氏名	
	生年月日	昭和・平成 年 月 日
	個人番号	
	受給者番号	
	1月1日現在の住所	前橋市
	異動後の住所	

（ア）	（イ）	（ウ）
特別徴収税額（年税額）	徴収済額	未徴収税額（ア）－（イ）
	月から	月から
	月まで	月まで
（ア） 円	（イ） 円	（ア）－（イ） 円

異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法 ※ A～Cのいずれかの番号を必ず記入してください
年 月 日	右から1～7のいずれかを記入 1 退職 2 転勤 3 休職・長欠 4 死亡 5 支払少額・不定期 6 合併・解散 7 その他 （7 その他の事由・理由）	右からA～Cのいずれかを記入 A 特別徴収継続 ※税額を引き継いでください →新勤務先でA欄記入 B 一括徴収 ※1月以降は必須 →B欄記入 C 普通徴収（本人納付） →C欄記入

A 特別徴収継続の場合

新しい勤務先（特別徴収義務者）			
特別徴収義務者指定番号		（新規） 法人番号	
所在地	〒 －	担当者連絡先 所属	
フリガナ		氏名	
氏名又は名称		電話	内線（ ）

新しい勤務先では、月割額 円を 月分（翌月10日納入期限分）から徴収し、納入します。

受給者番号	
納入書の要否（新規の場合のみ記載）	右から番号を記入 1 必要 2 不要

B 一括徴収の場合

理由（あてはまる数字に○）		徴収予定月日	徴収予定額（上記（ウ）と同額）
	1 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため		
	2 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	月 日	円

左記の一括徴収した税額は、 月分（翌月10日納入期限分）で納入します。

C 普通徴収の場合

理由（あてはまる数字に○）	
	1 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため
	2 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため
	3 死亡による退職であるため

※前橋市処理欄	宛名番号		メモ	有・無
	済期月・開始期月	入力		照合
	・	RPA		

【提出先】〒371-8601 前橋市大手町二丁目12番1号 前橋市役所 市民税課 特別徴収係

※不足する場合は、複写（コピー）してご使用ください。